

基本的な考え方

- 区市町村において、重症化予防プログラムに基づき、円滑に取組を推進していくためには、区市町村の健康部門と国保部門が連携を図るとともに、医師会(かかりつけ医)のほか、歯科医師会、薬剤師会などの医療関係団体との連携を図り、関係機関の幅広いネットワークの構築が必要
- また、区市町村等における事業の実施内容、課題等については、関係者からの助言等、支援・評価を受ける体制の構築が必要
- 都が地域の課題を把握する仕組みを構築し、都全体での広域的な支援体制の充実強化が必要
- 東京都糖尿病医療連携協議会(以下、「協議会」という。)において、医師会をはじめとする糖尿病医療関係者との取組内容や課題の共有、対応策の議論等を行うため、平成30年度から重症化予防の取組を協議事項に加えることとする。

東京都全域での取組

《東京都糖尿病医療連携協議会》（平成21年3月設置）
 【協議事項】（※都の健康推進部門に加え国保所管部署が参画）

- 区市町村等の重症化予防の事業内容について情報提供し、取組内容の共有を図る。
- 区市町村等の課題について対応策の協議等を実施
- 区市町村毎の評価指標を都全体での取りまとめ評価・検証する。
 （取組市町村数の実績、プログラム参加対象者数の実績等）

関連する取組

◇東京都医師会
 【東京都医師会糖尿病予防推進医の養成】
 【東京都糖尿病対策推進会議】（東京都医師会）

◇東京都医師会・歯科医師会・薬剤師会など医療関係団体
 ◇東京都、区市町村、医療保険者等

- 予防に向けた普及啓発
- ハイリスク患者への指導・教育等

連携

支援・連携

二次保健医療圏ごとの取組

《圏域別の糖尿病医療連携検討会》（島しょを除く全12圏域に設置(H22～)、事務局:地域の中核病院、医師会など（都から事業委託））
 【検討事項】（※区市町村の健康推進部門に加え、地域の実情にあわせて必要に応じ国保所管部署が参画）

- | | |
|--|----------------------------------|
| ○ 事業実施にあたり、事業内容について情報提供し、取組内容の共有を図る。 | ○ 事業実施過程で、事業内容について助言を実施 |
| ○ 区市町村等の課題について対応策の協議等を実施 | ○ 関係機関との連携体制の構築(連携ツールの活用等について協議) |
| ○ 区市町村毎の重症化予防の実施状況等についてデータ分析・評価を行い、関係者間で情報共有を図る。 | |